

# 改正貸金業法を検証する

## 改正の目的を達しているか

### 多重債務問題の解決

- ・ 「サラ金5件以上借入れ」登録ある者の推移
- ・ 自然人の自己破産申立・新受件数の推移
- ・ 多重債務を原因とする自殺者数の推移

## 弊害を生じているか

### 資金需要者（消費者）の動向

- ・ 完全施行後に希望通りの借入れができたか
- ・ 希望通りの借入れができなかった場合の対応

### 資金需要者（事業者）の動向

- ・ 完全施行の資金繰りに対する影響
- ・ 借入れができなかった場合の資金繰り

### ヤミ金融被害の状況

- ・ 弁護士会クレサラセンターの相談状況
- ・ 被害人員・被害額の推移

### 過払金返還の状況

- ・ 過払金返還額の推移
- ・ 日弁連「債務整理事件処理の規律を定める規程」制定

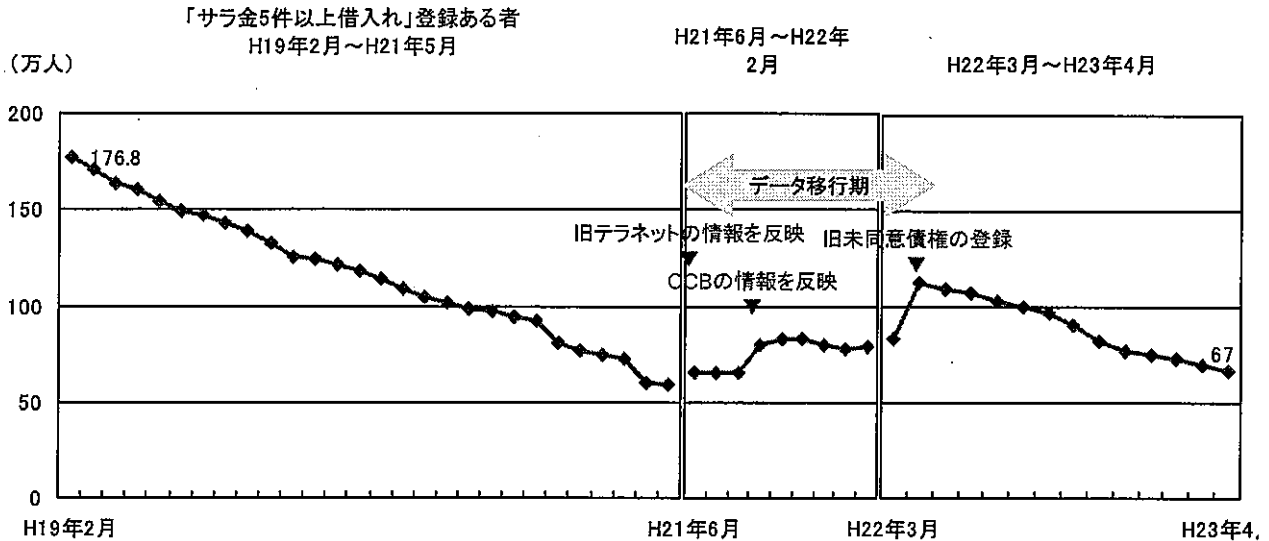
## 総量規制の見直しは必要か

### 総量規制の除外債権・例外債権

- ・ 総量規制の除外債権・例外債権
- ・ 東日本大震災への対応に関連して

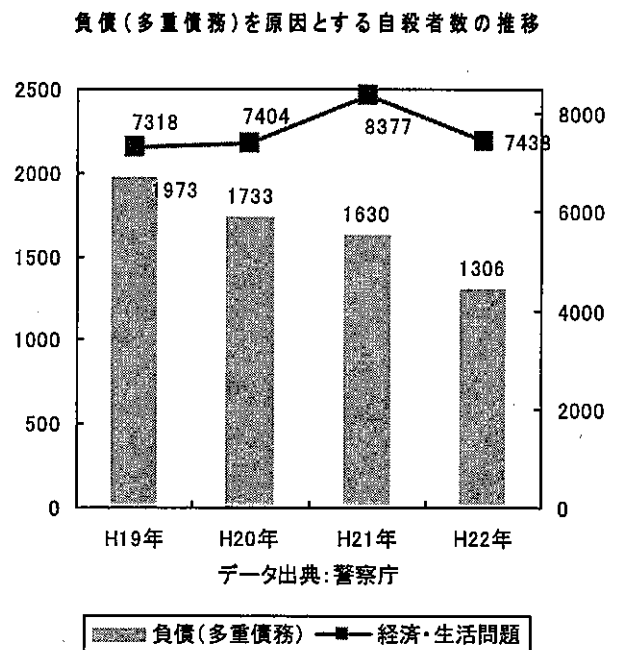
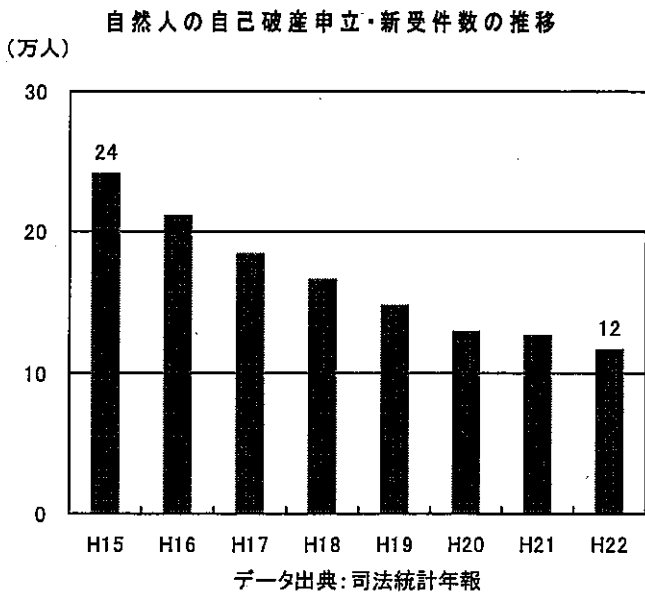
# 多重債務問題の解決

「サラ金5件以上借入れ」の登録ある者は、平成19年2月から平成23年4月までに100万人以上減少。



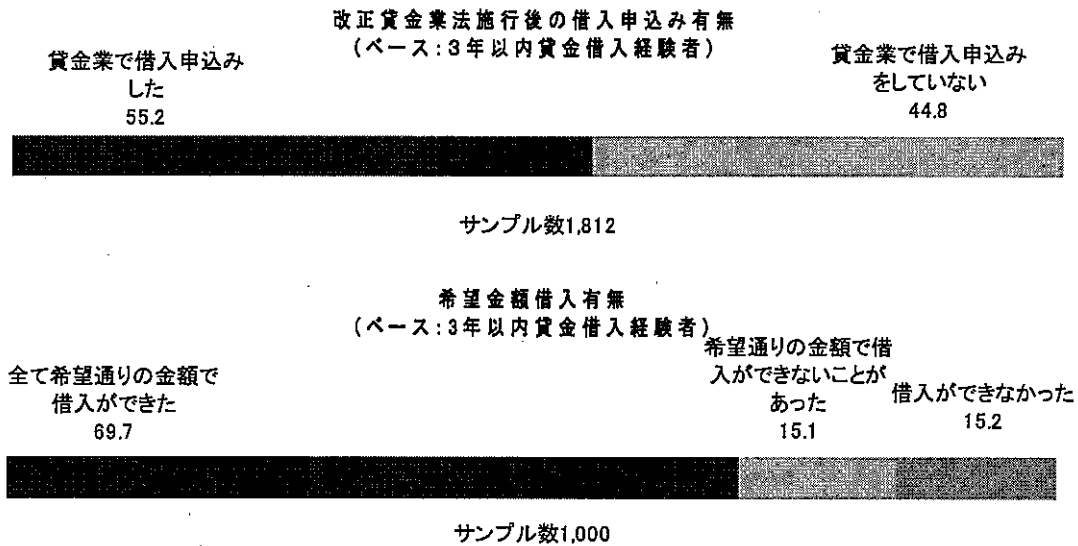
H21年4月1日 ㈱日本信用情報機構が全国信用情報センター連合会(全情連)加盟33情報センターから信用情報事業を承継  
 H21年8月1日 ㈱日本信用情報機構は、㈱シーシーピーと合併  
 H22年3月11日 ㈱日本信用情報機構が指定信用情報機関となる

個人破産は、ピーク時(H15年)に比べてほぼ半減。多重債務を原因とする自殺者数、はH19年からH22年までに約3分の2に減少。

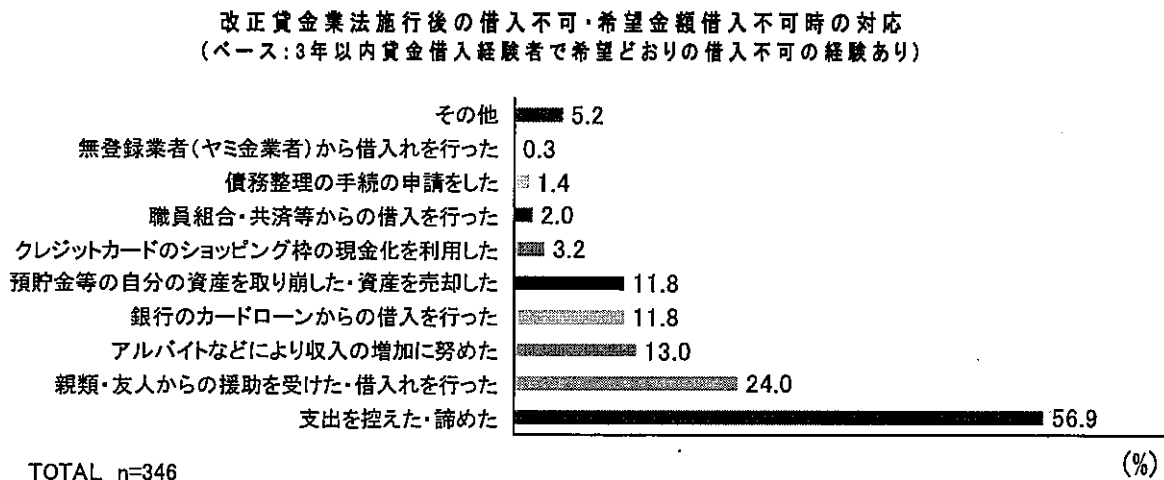


# 資金需要者(消費者)の動向

完全施行後に「貸金業で申込みをした」は55%、そのうち希望通りの借入れが「できた」は7割、「できなかった」は3割



「希望通りの借入れができなかった」場合の対応は、「支出を控えた・諦めた」(57%)「収入の増加に努めた」(13%)などが多く、「ヤミ金業者からの借入れ」は0.3%に過ぎない



改正貸金業法の完全施行後における貸金業利用者に対する意識調査  
(改正貸金業法フォローアップチーム第1回ヒアリングにおける金融庁提出資料)

## 資金需要者(事業者)の動向

資金繰りにつき完全施行の「影響なし」は7割、「資金繰りが苦しくなった」は3割。

### 貸金業者からの借入れの影響

借入れにつき完全施行の影響なし/借入可能額が減少したが必要な資金の借入れには影響なし  
71%

借入れが十分でなく資金繰りが苦しくなった  
18%

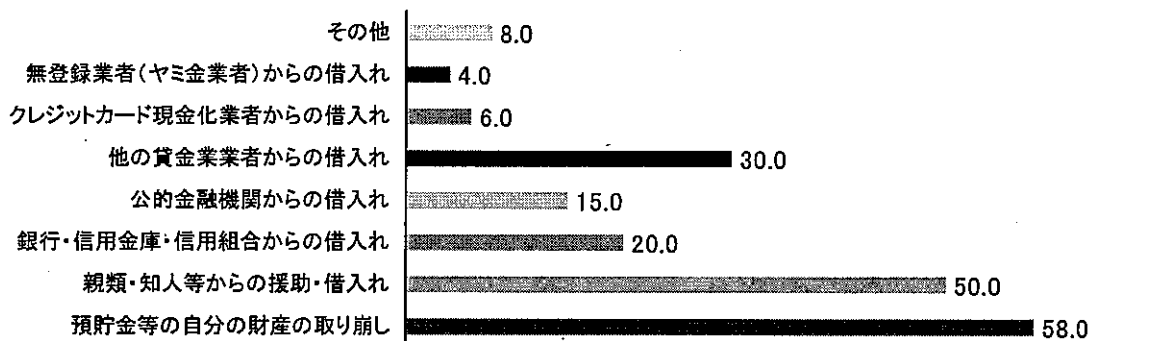
借入れが全くできず資金繰りが苦しくなった  
11%



サンプル数274

借入れができなかった場合の資金繰りについて、「預貯金等の取り崩し」(58%)「親類・知人等からの援助・借入れ」(50%)などが多く、「クレジットカード現金化」(6%)「ヤミ金業者からの借入れ」(4%)は少数にとどまる。

### 貸金業者から借りられなくなった場合の資金繰りについて



TOTAL n=80

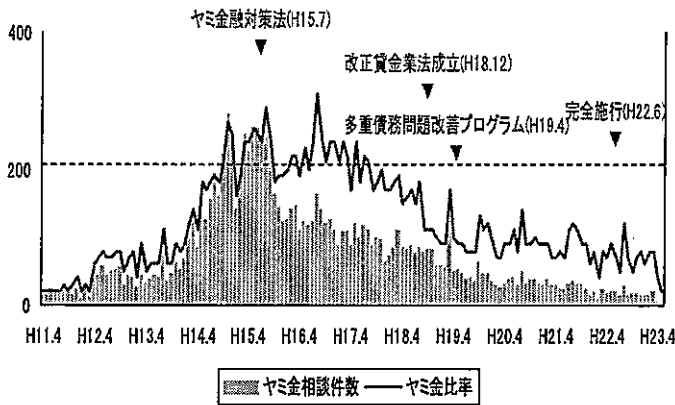
(%)

改正貸金業法の完全施行後における貸金業利用者に対する意識調査  
(改正貸金業法フォローアップチーム第1回ヒアリングにおける金融庁提出資料)

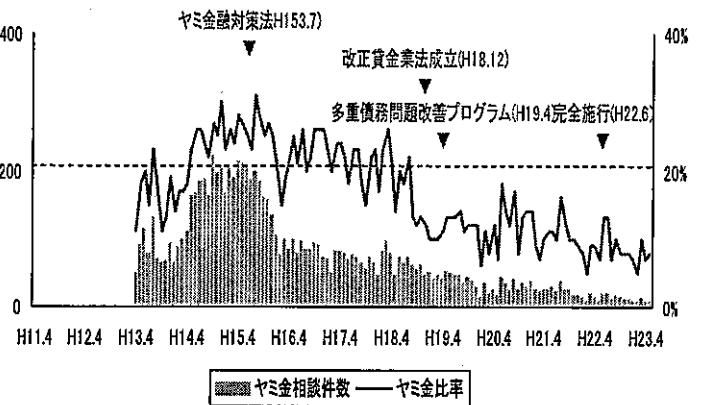
# ヤミ金融被害の状況

ヤミ金被害のピークはH14～H15年。ヤミ金融対策法(H15年)・多重債務問題改善プログラム(H19年)等による抑え込みが効いており、完全施行以後にヤミ金被害が増加した事実はない

四谷クレサラセンター ヤミ金相談の推移 (H11年4月～H23年5月)

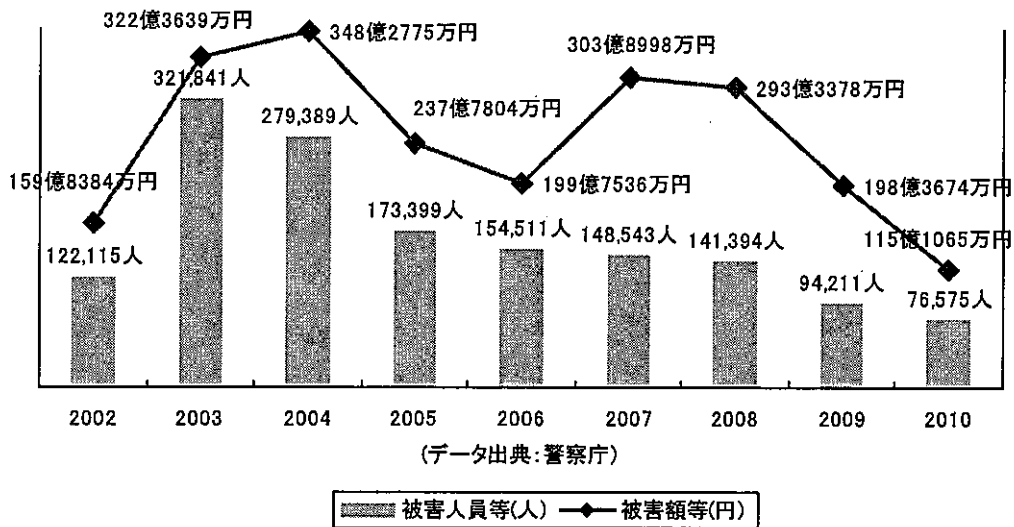


神田クレサラセンター ヤミ金相談の推移 (H13年4月～H23年5月)



検挙件数・人員は「前年並み」が続くなかで、被害人員・被害額は顕著に減少。ヤミ金融事犯の小型化傾向がうかがわれる。

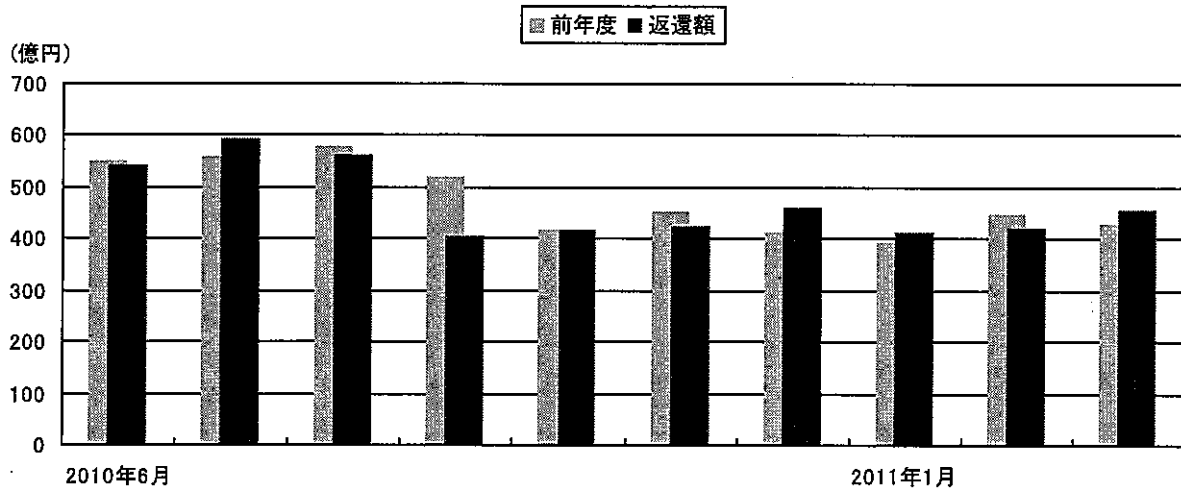
ヤミ金融事犯の被害状況



## 過払金返還の状況

過払金返還額は、完全施行以後も前年同月とほぼ同じ金額で推移している

完全施行以後の過払金返還額の推移



(データ出典: 日本貸金業協会)

日弁連は「債務整理事件処理の規律を定める規程」(2011年4月1日施行)を定めた

2009.7.17 「債務整理事件処理に関する指針」を制定(理事会)

<主な内容>

- ◆ 事件受任に際し、弁護士が直接面談する義務

2010.3.18 同指針の改正(理事会)

<主な内容>

- ◆ 集団面接など脱法行為を禁止、個別面談の義務

2011.2.9 「債務整理事件処理の規律を定める規程」を制定(臨時総会)

<主な内容>

- ◆ 事件受任に際し、弁護士が自ら面談し、事情聴取をする義務
- ◆ 過払金報酬金の上限規制

→裁判によらない場合は回収額の20%、裁判による場合は25%以下

# 総量規制の見直しは必要か

## 総量規制の除外債権・例外債権

(過剰貸付け等の禁止)

第十三条の二 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、前条第一項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付け契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。

2 前項に規定する「個人過剰貸付け契約」とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約(住宅資金貸付け契約その他の内閣府令で定める契約(以下「住宅資金貸付け契約等」という。))及び極度方式貸付けに係る契約を除く。)で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客合算額(住宅資金貸付け契約等に係る貸付けの残高を除く。)が当該個人顧客に係る基準額(その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。次条第五項において同じ。)を超えることとなるもの(当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものを除く。)をいう。

法人(中小企業も)は対象ではありません

ショッピングは対象ではありません

「除外債権」が規則で定められています

「例外債権」が規則で定められています

総量規制の除外債権(H23年3月現在)	(単位:億円)
住宅資金貸付け	6,062
住宅資金貸付け(つなぎ貸付け)	320
自動車購入時の自動車担保貸付け	19
高額医療費の貸付け	0
有価証券担保貸付け	149
不動産担保貸付け	524
売却予定不動産の売却代金により返済される貸付け	81
登録残高の合計額	7,156
(データ出典: 日本信用情報機構)	

総量規制の例外債権(H23年3月現在)	(単位:億円)
個人顧客が既債務を返済するための貸付け	1,958
緊急医療費の貸付け	0
配偶者貸付け	10
事業を営む個人顧客に対する貸付け	1,547
個人顧客が新規事業を行うための資金の貸付け	61
登録残高の合計額	3,576
(データ出典: 日本信用情報機構)	

## 東日本大震災への対応に関連して

震災による書面の流失等の実情に対応した手続要件の緩和につき、既に金融庁は規則を改定した。



資産・収入の喪失という事態に対して総量規制の実体要件を緩和することは、「当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない」という要件(貸金業法13条の2第2項)に抵触するものと考えられる。

もしも総量規制を緩和して貸付けが行われた場合には、その翌月から返済資金に窮することになり、返済のためさらに新たな貸付けを受けるといった自転車操業に陥り、個人顧客の利益の保護に欠ける事態が生ずることは明らかである。